

しながわの区税だより

平成27年1月15日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

口座振替なら払い忘れもありません

住民税第4期納期限は2月2日です



<<年金収入だけの方でも住民税の申告が必要な場合があります>>

◎年金支払者へ申告していない扶養控除・障害者控除・寡婦／寡夫控除がある方、その他ご自身で納付した社会保険料(国民健康保険料など)・生命保険／地震保険料がある方、医療費の控除などがある方。 ※所得税の還付を受ける場合には、税務署へ確定申告をしてください。

住民税申告の受付が始まります

◆受付期間◆ 平成27年2月16日(月)～3月16日(月)

◆受付場所◆ 品川区役所 本庁舎 4階 141会議室

◆受付時間◆ 8時30分～17時

※火曜日のみ19時まで(本庁舎4階①番窓口にて)

☆上記期間中の日曜日でも受付できます。

★土曜日は受付できません。

税務署への確定申告は

自宅でもできる、e-Taxが便利です

e-Taxの利用が難しい場合は国税庁ホームページで作成できます。(国税庁: <http://www.nta.go.jp>)

平成26年度(第48回)中学生の「税についての作文」

～優秀作品のご紹介～

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「中学生の『税についての作文』」の優秀作品選考があり、入賞作品が決定しました。

今号では、優秀作品のうち、品川区長賞を受賞されました2作品をご紹介します。

品川区長賞

税金は私たちのために

品川区立小中一貫校伊藤学園 九学年 阿部 加歩

「税金が上がって、目に見える形で私たちの暮らしが変わったらいいな」と、母が言った。国の政策で消費税が5%から8%に引き上げられた。私はもちろんだが、国民のほとんどが負担が増えることに不満を感じたに違いない。けれど母は言った。「増税は悪いことばかりじゃないんだよ。それに今の日本の状況だと、これはしょうがないんだ。」と。増税は苦しいことと決めつけていた私には、母の言ったことは理解できなかった。だから、私は税についてもう一度調べ、考え直すことにした。

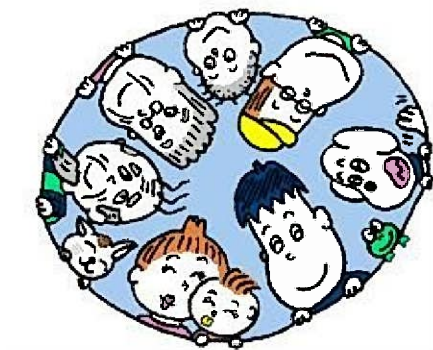
まずは税金の種類について調べた。物を購入するときにかかる消費税はとても身近にあるのでよく知っていた。だが、それ以外にも自動車税、所得税、相続税、住民税などとてもたくさんの種類の税があることが分かった。では、集められた税金は何に使われているのだろうか。

答えは簡単だった。国民の税は全て、国民のために使われていた。例えば、学校や道路、公園や図書館だ。親の納めた税が私が学校で教科書を使い授業を受けるのに使われていて、私の支払った税が、国民の医療や年金、福祉などの社会保障に使われていると思うと、税金は苦しいと決めつけていた私の考えは間違いであることが分かりました。歴史の授業で習った年貢は、低い身分の人のみが働き続けてようやく納めるような、とても苦しいものだった。しかも、それは全て、上の幕府の人間の生活にあてられたという。とても不公平な税である。けれど現在は、税は盗られるのではなく、一回集められて、また私たちに返ってくる。支払ったお金が目に見える形になって、さらに幸せな国を、豊かな暮らしをつくらせているのだ。税金があって、日本がある。それくらい、私達の暮らしと税金は、密接な関係でつながっているのだと思う。

今の日本は少子高齢化がすすんでいて、とても深刻な状況だ。社会保障の費用は増えるのに、そ

の費用を負担する働き手は減っている。又、日本政府には膨大な額の借金がある。だから増税が必要なのだ。老後の安定した生活、文化的な社会の実現一。全ては私達国民の未来のために、国民が税金を納め、それを集めて、私達の今がつくられているのだということを忘れてはいけないと思う。

税金によって生活がより豊かになることは、どの国でも、全国民の望みである。みんなが税金を平等に納めて、平等に幸せな暮らしができる。税金があって、国民の暮らしがあり、国民の幸せがある。そんなパートナーでいてほしいと私は思う。だから私達は税について正しい知識をもつこと。又、発生する様々な問題に耳をかたむけ、自分ができることを考える関心をもつことが重要なのだと思う。「税金は国民を幸せにするパートナー。」国民一人一人から少しずつ集めた税は国を動かし日本という国を作る。税は未来をも動かすのだ。



【品川税務署管内】

税の未来

品川区立荏原第一中学校 九学年 安藤 風花

税金という難しいものと思い、正直深く考えたことはなかった。しかし今回この作文を書くために色々と調べていくうちに、少し興味を持つことができた。税金は国への会費のようなものだと捉えると少し身近に感じる。

歴史の教科書を読むと、奈良時代に大宝律令という制度のもとで人々は、租・庸・調という税を納めていること、豊臣秀吉が行った太閤検地は土地の良し悪しを調べ、より効率的に年貢米を徴収しようとしたこと、農民一揆がたびたび起きていたことから、年貢は人々にとって大きな負担であったことがわかる。いつの時代も国と税は切り離せない問題だったのだと思う。

また、新聞で読んだ『学問のすすめ』と税金という話はとても興味深かった。明治時代、福沢諭吉は『学問のすすめ』の中で、政府の仕事に対して人民がお金を支払うのは政府と人民との約束である。また、暴政は人民の無知が招くという側面があり、そうならない為に学問をして政府と同等の地位に登ることが大切だと説いていることを知った。現代でも役立つ教訓だと思い、税金について何も知らず、知ろうともしなかった自分が恥ずかしく思えた。

日本は今、厳しい財政難で増税は避けられない。また今後少子高齢化が進むと社会福祉費等、財政の問題はますます深刻になる。何か良い手立てはないのだろうか。

私は福祉国家スウェーデンについての本を読み、少しその手がかりを見つけたことができたと思う。

スウェーデンは高福祉、高負担の国で、所得税二十八～六十二%、消費税六～二十五%と非常に高いが、その使い道が目に見えるので国民は納得して納税すること、税金を支払うことは国に貯金していると考えていること、減税のために福祉水準が下がるよりはそれを保つために必要なら増税の方が良いと考えること、年金と税金が一緒になっているので、豊かな老後のために若者は早くちゃんと働こうとすることなどがわかった。増税には消極的な日本人との考え方の違いに驚いたが、スウェーデンの社会の仕組みを知り、税金について考えることは、政治について考えることにつながっているということがわかった。高い税金を払っているから、その用途やそれを動かす政治に関心が向き、選挙の投票率が上がり、結果として社会が良くなっていくという流れはとても理想的だと思う。日本も国民が税金について考えることで政治への参加意識が高まり、みんなで税金のよりよい使い方を考え、スウェーデンの国民のように納得して納税できる社会になれば本当に良いと思った。そしてこれからは私も、税金や政治に関心を向け、少しでも知る努力をしようと思う。

参考文献 三瓶恵子著『人を見捨てない国、スウェーデン』（2013 岩波ジュニア新書）



【荏原税務署管内】

他の入賞作品受賞者をご紹介します

※敬称略

【品川税務署管内】

- ☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞
東海中学校 相澤 栗江
- ☆東京納税貯蓄組合総連合会会長賞
大崎中学校 野澤 堯太
伊藤学園 富永 健斗
- ☆品川税務署長賞
東海中学校 青木 一牙
鈴ヶ森中学校 根本 光
- ☆東京都品川都税事務所長賞
日野学園 小樽 咲良
- ☆品川区教育長賞
八潮学園 吉川 彩良
- ☆品川納税貯蓄組合連合会会長賞
東海中学校 佐々木 彩乃 品川学園 湯澤 日和
日野学園 小島 卓也 大崎中学校 迫田 洸太
浜川中学校 佐藤 武 伊藤学園 吉田 裕紀
鈴ヶ森中学校 久保秋 晴菜 富士見台中学校 子玉 杏奈
八潮学園 石川 羽夢 攻玉社中学校 荒井 択仁
- ☆作文募集協力校感謝状
品川区立小中一貫校品川学園

【荏原税務署管内】

- ☆全国納税貯蓄組合連合会会長賞
荏原第一中学校 長田 清楓
- ☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞
荏原第五中学校 荻野 未友治
- ☆荏原税務署長賞
荏原第一中学校 長田 清楓
荏原平塚学園 柴田 陽菜
- ☆東京都品川都税事務所長賞
荏原第六中学校 田畑 和夏子
- ☆品川区教育長賞
豊葉の杜学園 松村 美結
- ☆荏原納税貯蓄組合連合会会長賞
荏原第一中学校 小林 諒佳 荏原第五中学校 草薙 咲和
荏原第五中学校 豊田 碧 荏原第六中学校 塚原 沙衣
戸越台中学校 後藤 義明 戸越台中学校 高濱 凌大
荏原平塚学園 薄井 みはる 豊葉の杜学園 手塚 天



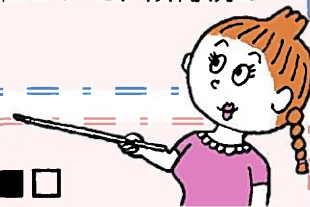
～個人住民税(特別区民税・都民税)改正のお知らせ～



□■ 住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充 ■□

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を、居住年が平成26年1月1日から平成29年12月31日であるものまで4年間延長されます。

また、平成26年4月からの消費税率引上げに伴う税制措置として、住宅借入金等特別税額控除の適用限度額を、居住年が平成26年4月1日から平成29年12月31日であるものについて、所得税の課税総所得金額等の7% (限度額136,500円) に拡充されます。



□■ 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の廃止 ■□

平成21年1月1日から25年12月31日までの間における、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率3%は廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の5%が適用されます。

| H21年度(20年分)～26年度(25年分) | H27年度(26年分)以後 |
|------------------------|----------------------|
| 軽減税率 住民税3% (所得税7%※) | 本則税率 住民税5% (所得税15%※) |

※平成25年から平成49年までの間における所得税は、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が課されます。

□■ 非課税口座内の少額上場株式等に係る

配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設(NISA) ■□

平成26年から平成35年までの各年に金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において、毎年新規投資額で100万円を上限に、5年以内に支払を受けるべき配当所得及び譲渡所得等について非課税になります。 ※詳細については、証券会社・金融機関へお問い合わせ下さい。

□■ 軽自動車税率の引き上げ ■□

平成27年度から、軽自動車税の税額が改正されます。車両の種類や最初の新規登録年月によって適用される税額が変わります。(平成27年度は原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車について改正されます。三輪・四輪以上の軽自動車は平成27年4月1日以降新規登録分から新税率を適用。)

また、新規登録から13年を経過した車両(電気自動車などを除く)は、平成28年度から重課税率が適用されます。

例)車種区分:原動機付自転車の場合

| | |
|--------------|---------------|
| 50cc以下 | 1,000円→2,000円 |
| 50cc超90cc以下 | 1,200円→2,000円 |
| 90cc超125cc以下 | 1,600円→2,400円 |

※その他車種等については、広報紙等をご確認ください。

軽自動車税を納付して下さい!!

軽自動車を廃車・譲渡した場合には、区役所などへの届出が必要です。

[問合せ] 総務部 税務課 税務係



住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663～6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671～3
- 証明書に関すること Tel (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

区税・都税・国税合同ギャラリー

日程 平成27年2月9日(月)～27日(金)

場所 防災センター 3階ロビー

税の制度やしきみについてのパネル展示や、税の作文、絵はがきコンクールの受賞作品を展示します。